

第3回緑の基本計画改定検討住民会議における課題等対応一覧

No.	該当箇所	修正前	意見及び課題等	事務局及び関係課の見解等	修正後
1	P. 4～：第3章 基本方針1	(記載事項全般)	ソーラーパネル設置に関して、農地を大きく覆ってしまうような無秩序な設置が起こらないように、規制についての記載をすることはできないか。	太陽光発電施設(ソーラーパネル等)は、金子地区の広大な茶畑などの農振農用地区域に指定されている農地等には原則として設置ができません。また、適切な営農を継続しながら発電事業を行う営農型太陽光発電設備は、入間市での設置実績は0件となっています。この理由は設置要件が厳しいことからと思われ、今後もこの傾向が続くと予想されます。	修正はありません。
2	P. 7：第3章 基本方針1 (3) 施策10 河川の水環境の保全	現在の水質は環境基準を下回っており、多くの生き物が生息できる環境となっています。	環境課の水質調査では環境基準をクリアしていない箇所があるとの報告がある。また、環境基準を下回るといふ表現が環境基準をクリアしているのかどうか分かりづらいので、表現を工夫したほうがよい。	平成30年度版環境報告書において、入間川、霞川、不老川の測定でBODが目標値を超えている箇所が確認されています。そのため、表現を修正します。	【基本方針1(3) 施策10 1行目から】 入間川、霞川、不老川では定期的に水質検査を行っています。昔に比べて水質はよくなっており、多くの生き物が生息できる環境となっています。
3	P. 7：第3章 基本方針1 (3) 施策11 河川周辺の優れた自然環境の保全	河川周辺の優れた自然環境を、河川と一帯として保全することで、緑の軸の質の向上につながります。特に段丘崖斜面林は市街地と接した位置に分布するものも多く、緑地保全制度の活用を図りながら保全に努めます。	河川沿いの斜面林は民有地であり、保全していくことは難しい。そのため、河川等の維持管理において生き物に配慮するなどの保全活動に関する具体的な方法を記載したほうがよい。	河川沿いの特に自然度が高い段丘崖斜面林では、緑地保全制度等を活用して保全に努めていく方針です。そのため、記載内容はそのままとします。なお、生き物に配慮した維持管理については施策12で記載することとします。	【基本方針2(1) 施策12 1行目から】 希少種などの生息や優れた植生が確認され、重要な緑と位置付けられた樹林地や水辺地については、公有地化を含めた各種保全制度を活用した保全対策を推進します。また、生き物に配慮した管理手法を用いることで、エコトーン形成など生物多様性の向上に効果があります。それぞれの緑地が持っている自然環境の維持と向上が図れ、生き物の生息・生育空間が確保できる維持管理に努めます。
4		段丘崖斜面林には、多くの湧水地があり、希少な生き物の生息・生育の場となっています。	段丘崖斜面林だけでなく、灌木や水辺の草本植物も重要であるため、水辺のエコトーンに関する記述を追記したほうがよい。		
5	P. 9：第3章 基本方針2 (1) 施策13 公園・緑地のエコアップの推進	そこで、公園・緑地の維持管理においては、人と自然との共生に視点を置き、人の利用のしやすさだけを求めた維持管理ではなく、自然環境に配慮した整備・維持管理・活用を行い、緑の量と質を高めることで、より多くの動植物が生息・生育できる環境の創出に努めます。	現在の公園維持管理が、自然環境に配慮した維持管理を行っていないような表現であるが、このままの表現でよいのか。	現在の公園の維持管理は、人の視点に立った維持管理が中心となっています。今後は公園の一部に生き物に配慮した空間整備や管理方法を取り入れるなど、公園のエコアップを検討していくため、記載内容はそのままとします。	修正はありません。
6	P. 10：第3章 基本方針2 (2) 緑を楽しむネットワーク図	緑を楽しむネットワーク図	緑を楽しむネットワーク図について、神社は社寺、社叢などに変えたほうがよい。また、子どもが河川で水遊び、虫取り、里山管理など自然とのふれあいの様子を入れたほうがよい。	緑を楽しむネットワーク図には、緑を楽しむ様子などを加えてイラストを修正します。	【(2) 入間の緑を楽しむネットワーク形成の推進と活用】 別添資料のとおり、「緑を楽しむネットワーク図」を修正します。
7	P. 13：第3章 基本方針3 (1) 平地林・斜面林の保全	市街地とその周辺部の平地林や斜面林は、都市部におけるヒートアイランド現象の緩和、景観の形成、動植物の生息・生育地として貴重な空間となっています。	ヒートアイランド現象の緩和ではなく、温暖化の緩和に表現を変えて欲しい。	過去の会議において入間市ではヒートアイランド現象は起こっていないとのご意見をいただいております。第3章についてもヒートアイランド現象の表現は修正します。	【基本方針3(1) 平地林・斜面林の保全 1行目から】 市街地とその周辺部の平地林や斜面林は、都市の気温を低減する効果、景観の形成、動植物の生息・生育地として貴重な空間となっています。
8	P. 13：第3章 基本方針3 (1) 施策17 平地林の保全の推進	(記載事項なし)	市が管理を行っている保護樹林については立ち入りを可能にすることは出来ないのか。	面積規模が大きい借上型保護樹林は、市民の森への移行や市民緑地契約制度の活用により、市民に公開できるように検討していく予定です。	修正はありません。
9	P. 16：第3章 基本方針3 (3) 施策27 市民農園の設置の継続	(記載事項全般)	耕作放棄地等の対策として、都市住民に対して農業指導や資材等を貸し出しながら農地を貸与する制度などもあるので、このような制度の活用を検討するべきではないか。	農地の活用については体験農園やシェア農園等の事例がありますが、農地所有者の意向が反映されず、市では市民農園を設置しており、今後も継続していく予定としています。	修正はありません。

第3回緑の基本計画改定検討住民会議における課題等対応一覧

No.	該当箇所	修正前	意見及び課題等	事務局及び関係課の見解等	修正後
10	P. 17：第3章 基本方針3 (4) 公園の維持管理・運営の充実	少子高齢化の進行や市民の価値観の多様化など公園を取り巻く社会環境が大きく変化するなか、公園がいつまでも愛され利用されるには市民の協力が不可欠です。	市民の価値観の多様化ではなく、市民ニーズの多様化としたほうがわかりやすい。	第2章では「市民ニーズ」の表現を用いており、第3章においても表現を統一して「市民ニーズの多様化」に修正します。	【基本方針3 (4) 公園の維持管理・運営の充実 1行目から】 少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化など公園を取り巻く社会環境が大きく変化するなか、公園がいつまでも愛され利用されるには市民の協力が不可欠です。
11	P. 17：第3章 基本方針3 (4) 施策29 大木化した公園樹木の適切な維持管理	市が管理する多くの公園は開園から30年以上が経過しており、大木化・老木化した樹木の倒木や枝落ちやなどによる、近隣住宅への被害発生の危険性が懸念されています。	「枝落ちや～」の「や」は誤字ではないか。	「や」は誤字なので、訂正します。	【基本方針3 (4) 施策29 1行目から】 市が管理する多くの公園は開園から30年以上が経過しており、大木化・老木化した樹木の倒木や枝落ちなどによる、近隣住宅への被害発生の危険性が懸念されています。
12		(記載事項なし)	国から「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)」が示されたが、市が公園樹木管理マニュアルを作成したほうが管理がうまくいくのではないか。	公園樹木管理マニュアルの作成については、樹木の点検・診断を実施した後の管理実態等を踏まえ、その必要性について検討することとします。	修正はありません。
13		しかし、全ての公園を一律の基準で樹木の点検・診断を行うことは財政的に厳しいことから、公園の規模・立地条件・利用状況等を勘案し、安全確保の重要度の高い区域を優先的に点検を行うなど、効率的な実施を検討します。	「一律の基準で樹木の点検・診断を行う」とあるが、「一斉に樹木の点検・診断を行う」ことではないのか。	「一律の基準」とは、全ての公園にある樹木を優先順位を決めずに点検・診断を行うことを意味します。表現がわかりにくいので「一斉に」に修正します。	【基本方針3 (3) 施策29 5行目から】 しかし、全ての公園を一斉に樹木の点検・診断を行うことは財政的に厳しいことから、公園の規模・立地条件・利用状況等を勘案し、安全確保の重要度の高い区域を優先的に点検を行うなど、効率的な実施を検討します。
14	P. 20：第3章 基本方針3 (5) 施策35 特定外来生物などの駆除体制の充実	本市では、オオキンケイギク、オオクチバス、クリハラリス、アライグマなどの特定外来生物が確認されています。	人間市で確認されている特定外来生物は、オオクチバスではなく、コクチバスではないか。	人間市ではコクチバスが確認されていたので、コクチバスに修正します。	【基本方針3 (5) 施策35 1行目から】 本市では、オオキンケイギク、コクチバス、クリハラリス、アライグマなどの特定外来生物が確認されています。
15	P. 23：第3章 基本方針4 (1) 施策40 公園再配置計画、リニューアル計画の検討	公園再配置計画、リニューアル計画の検討	実現性の低い施策については記載しないほうがよいのではないか。	公園の配置や機能の再編・集約化は、都市構造の変化への対応や施設の維持管理の効率化の面からも重要であり、将来的には検討が必要となることから「公園再配置計画、リニューアル計画の検討」は記載することとします。	修正はありません。
16	P. 25：第3章 基本方針4 (2) 施策44 道路整備に合わせた街路樹の整備の推進	また、街路樹の樹種選定にあたっては、地域景観の向上や季節感の演出などの質を確保するとともに、道路構造や周辺土地利用状況に配慮したものとし、景観や交通安全上良好な状態を保つよう適切な維持管理に努めます。	季節感の演出とはどのようなものなのか。樹種の選定に在来種に配慮した記述を追加してほしい。	季節感の演出とは、花が咲いたり紅葉が美しいなど、歩く楽しみを感じられるような街路樹を意味します。街路樹の樹種選定に在来種を用いることについては、生物多様性への配慮であることから、基本方針2 (1) エコロジカルネットワーク形成の推進施策14に在来種に配慮した緑化についての内容を盛り込むこととします。	【基本方針4 (2) 施策44】 修正はありません。 【基本方針2 (1) 施策14 2行目から】 身近な場所で生き物を見ることができるようになります。また、地域の在来種を活用した植栽を行うことで、在来の動物を呼び込むことができることから、施設や街路樹などに在来種を活用することも検討します。このように生き物に配慮した緑化空間を増やしていくことで、飛び石ビオトープの形成に努めます。
17	P. 25：第3章 基本方針4 (3) 公共施設緑化の推進	(記載事項全般)	現実的な施策とし、内容をある程度簡略化するくらいに留めたほうがよいのではないか。また、新規の緑化だけでなく、維持管理についての記述も加えたほうがよいのではないか。	学校や公共施設の緑化については、今後も取り組む必要があると認識しています。ご意見の通り新たな整備だけではなく維持管理も重要なことから、維持管理に関する記載を追加します。	【基本方針4 (3) 施策46 1行目から】 児童の環境学習の場として活用するため、 <u>学校内に花壇、ビオトープ、校庭の芝生化などの緑化を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。</u> 【基本方針4 (3) 施策47 1行目から】 市庁舎・支所などの公共施設では、緑のカーテン等の壁面緑化、屋上緑化、生垣等による接道部緑化、エントランスに花壇の設置などを実施し、 <u>緑化環境の充実を図るとともに、適切な維持管理に努めます。</u>

第3回緑の基本計画改定検討住民会議における課題等対応一覧

No.	該当箇所	修正前	意見及び課題等	事務局及び関係課の見解等	修正後
18	P. 25：第3章 基本方針4 (3) 施策47 市庁舎等の緑化の推進	(記載事項なし)	公共施設の緑化について、在来種を優先して導入する旨の内容を盛り込んでほしい。	公共施設の緑化に在来種を用いることについては、生物多様性への配慮であることから、基本方針2 (1) エコロジカルネットワーク形成の推進 施策14に在来種に配慮した緑化についての内容を盛り込むこととします。	【基本方針4 (2) 施策47】 修正はありません。 【基本方針2 (1) 施策14 2行目から】 身近な場所で生き物を見ることができるようになります。また、地域の在来種を活用した植栽を行うことで、在来の動物を呼び込むことができることから、施設や街路樹などに在来種を活用することも検討します。このように生き物に配慮した緑化空間を増やしていくことで、飛び石ビオトープの形成に努めます。
19	P. 27：第3章 基本方針4 (5) 施策52 施設緑化ガイドラインの作成	(記載事項なし)	施設緑化ガイドラインに植物種の選定条件として在来種の活用に関する記述を追加してほしい。	樹種選定については緑化に関する工法の内容に含まれますが、樹種に関してのみ取り上げ詳細に記載することは適当でないため、樹種に関する記載は加えないこととします。なお、基本方針2 (1) エコロジカルネットワーク形成の推進 施策14に在来種に配慮した緑化についての内容を盛り込むこととします。	【基本方針4 (4) 施策52】 修正はありません。 【基本方針2 (1) 施策14 2行目から】 身近な場所で生き物を見ることができるようになります。また、地域の在来種を活用した植栽を行うことで、在来の動物を呼び込むことができることから、施設や街路樹などに在来種を活用することも検討します。このように生き物に配慮した緑化空間を増やしていくことで、飛び石ビオトープの形成に努めます。
20	P. 28～：第3章 基本方針5	(記載事項全般)	実現性の低い施策については記載しないほうがよいので、実現性の高い施策のみに内容を絞ったほうがよいのではないかと。	基本方針5では、施策58以外については現在も実施している施策となっています。これらは今後も継続し内容の充実を図っていくことから、各施策項目は変えないこととします。また、施策58については、将来的に公園・緑地の保全と活用、適切な維持管理等を行っていくには、より多くに市民の協力が不可欠となります。このことから、長期的な視点から必要な施策となるので記載内容はそのままとします。	施策の項目の修正はありません。
21		(記載事項全般)	ボランティア参加者が継続していけるような支援制度等について盛り込んだほうがよいのではないかと。	ボランティア活動の継続を図るため、施策59において、ボランティア参加者のスキルに応じた講習会等の開催を検討することとしています。また、ボランティア活動への支援としては、施策60において、現在実施している支援内容の評価・検証を行い、より良い支援策を検討することとしています。	修正はありません。
22		(記載事項全般)	イベント情報や活動報告等の情報発信に市報が活用できないかと。	イベント情報や活動報告等の情報発信については、施策56と施策61において、市報や市公式ホームページの活用を推進すること記載しています。	修正はありません。
23		(記載事項全般)	NPO法人等が行っている入間市内での緑に関する活動事例について記載してほしい。	市民団体と市が協働で行っている主な事業をコラム形式で記載します。	【基本方針5】 別添資料のとおり、コラムとして記載します。
24	P. 2：第2章 2. 緑の将来像 緑の将来像図	図2-2 緑の将来像図	大森調節池を緑の拠点として位置付けたほうがよい。拠点に出来ないのであれば、どこかで大森調節池の緑に関する記述をしてほしい。	市が策定する緑の基本計画は、国や県の計画に適合させることとなっています。入間市内の河川については、河川管理者の埼玉県が策定している河川整備計画等になります。県では、大森調節池を緊急的な治水対策施設の一つとして位置付け、調節池の拡張や掘り下げ等により治水機能を高める事業に着手しています。このことから、この緑の基本計画では大森調節池の自然環境の保全に関する事項を記載することは適当ではありません。	修正はありません。